

平成 21 年 5 月 8 日

各 位

会社名 青山商事株式会社  
代表者名 代表取締役社長 青山 理  
兼執行役員社長  
(コード番号 8219 東証・大証 第一部)  
問合せ先 取締役兼専務執行役員 宮武 真人  
企画管理本部長  
(TEL 084-920-0050)

## ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 45 回定時株主総会に下記のとおり会社法第 236 条、同第 238 条及び同第 239 条の規定に基づき、ストックオプションの実施を目的として、新株予約権を発行することについて付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社及び当社子会社の取締役を兼務しない執行役員並びに従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権割当てを受ける者

当社及び当社子会社の取締役を兼務しない執行役員並びに従業員合計 777 名に対し割当てするものとする。

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 1,197,500 株(上限)

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

11,975 個を上限とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株数」という。）は 100 株とする。ただし、上記 2.（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の払込金額

金銭の払い込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株数を乗じた金額とする。

1 株当たりの行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権発行の日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 23 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日まで（3 年間）

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社及び子会社の従業員の地位を保有していることを要する。ただし、定年退職または会社都合により地位を失った場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者において、降格もしくはこれに準じる事由が生じた場合は、取締役会の決議を経て、付与した新株予約権を取消もしくはこれを減ずることができるものとする。
- ③ 新株予約権の質入れ、相続は認めないものとする。
- ④ その他の条件については、第 45 回定時株主総会及び新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額  
自己株式を充当するため株式を発行しないものとする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。
- ② 本件新株予約権は、新株予約権者が(7)①及び②に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が死亡した場合は、その新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の割当日

当社第45回定時株主総会承認後、取締役会において定めるものとする。

(12) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しないものとする。

以上